

# 自転車違反取締りの現状

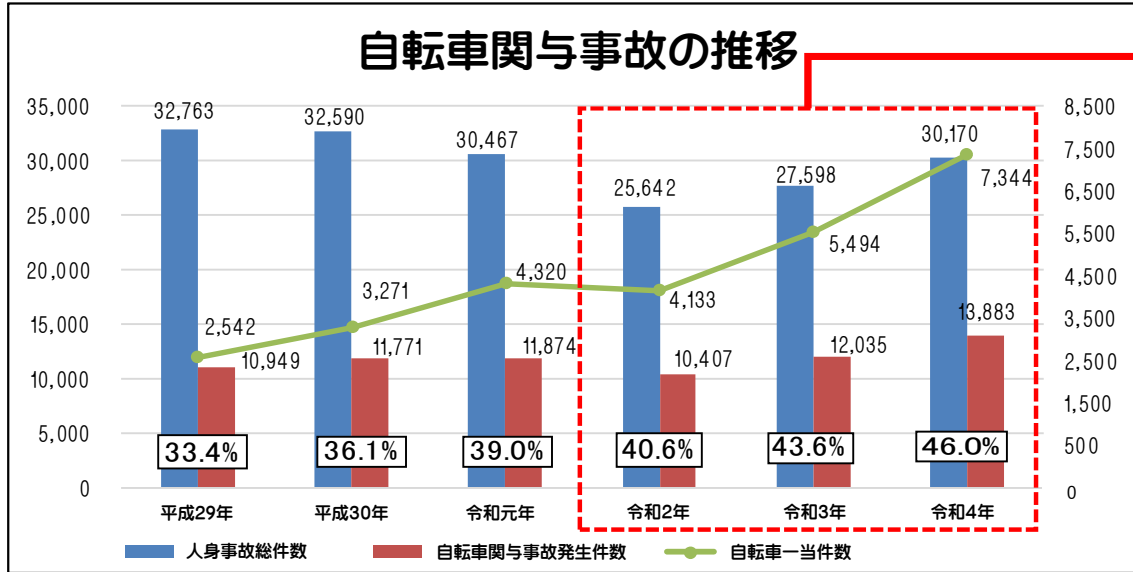
警視庁交通部

# 1 自転車違反取締り強化の背景

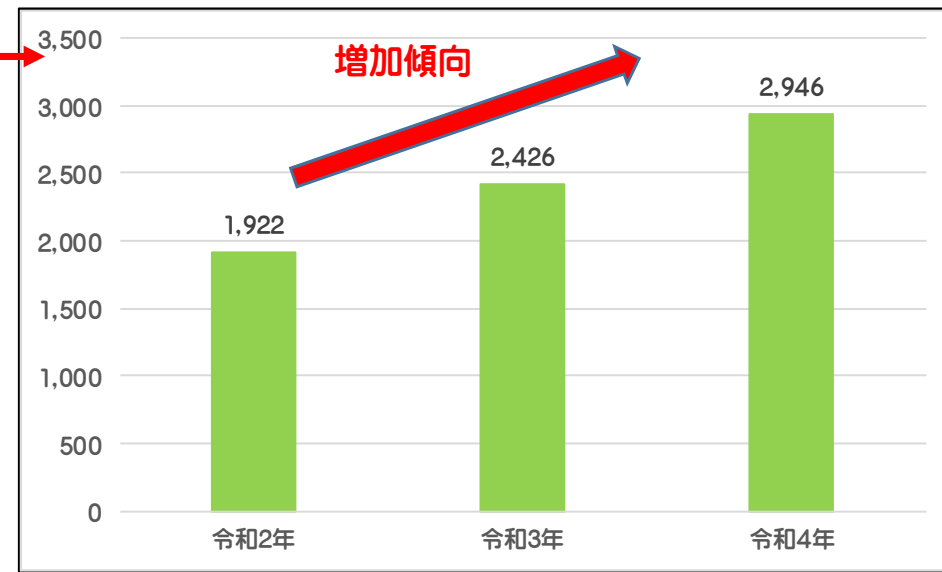
## (1) 自転車に関する交通人身事故の増加

- 令和2年以降、都内の自転車関与事故の交通人身事故総数に占める割合は、4割を超える。
- 自転車が第一当事者となる交通人身事故が増加している。

自転車関与事故の推移



※ 自転車関与事故発生件数: 自転車相互の事故は1件として計上 ※ %は人身事故総件数に占める自転車事故の割合



## (2) 警視庁に寄せられた自転車の交通違反に対する取締り要望

- 自転車の法令違反に対する取締り要望が多く寄せられている。
- 自転車に対する取締り要望の中で、特に「信号無視」、「一時不停止」、「歩道通行」、「右側通行」に関するものが多い。

### 令和4年10月末から自転車違反取締り強化

- 自転車の交通ルールの更なる周知を図るため、「自転車安全情報」を発行
- 危険性・迷惑性が高く、取締り要望が多い「信号無視」、「一時不停止」等の自転車違反取締り強化

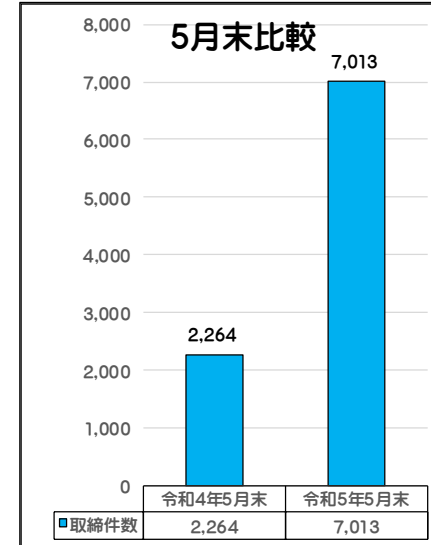
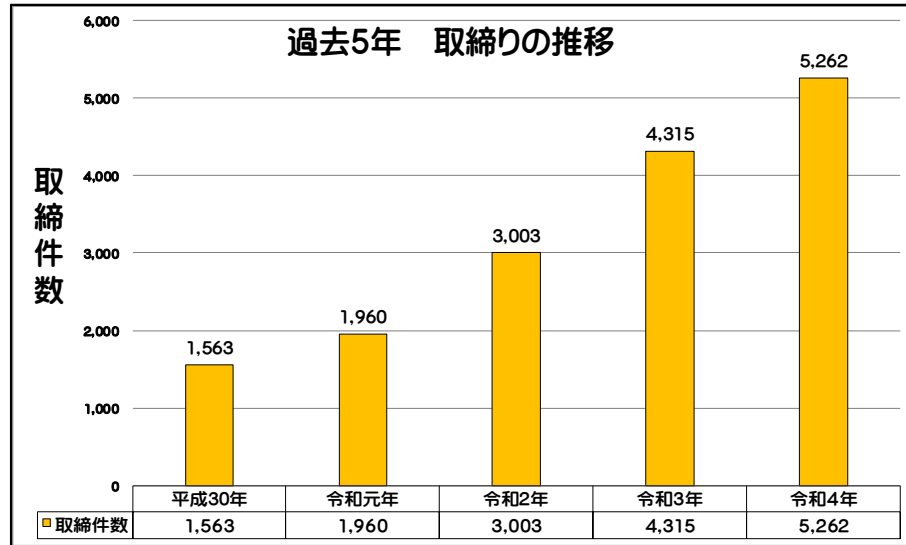
### 自転車安全情報



# 2 自転車違反取締りの推移

## (1) 自転車違反取締りの推移

- 自転車違反の取締件数は、年々増加している。
- 令和4年10月末に自転車違反取締りの更なる強化を図り、令和5年5月末現在で7,013件の取締りを行っている。

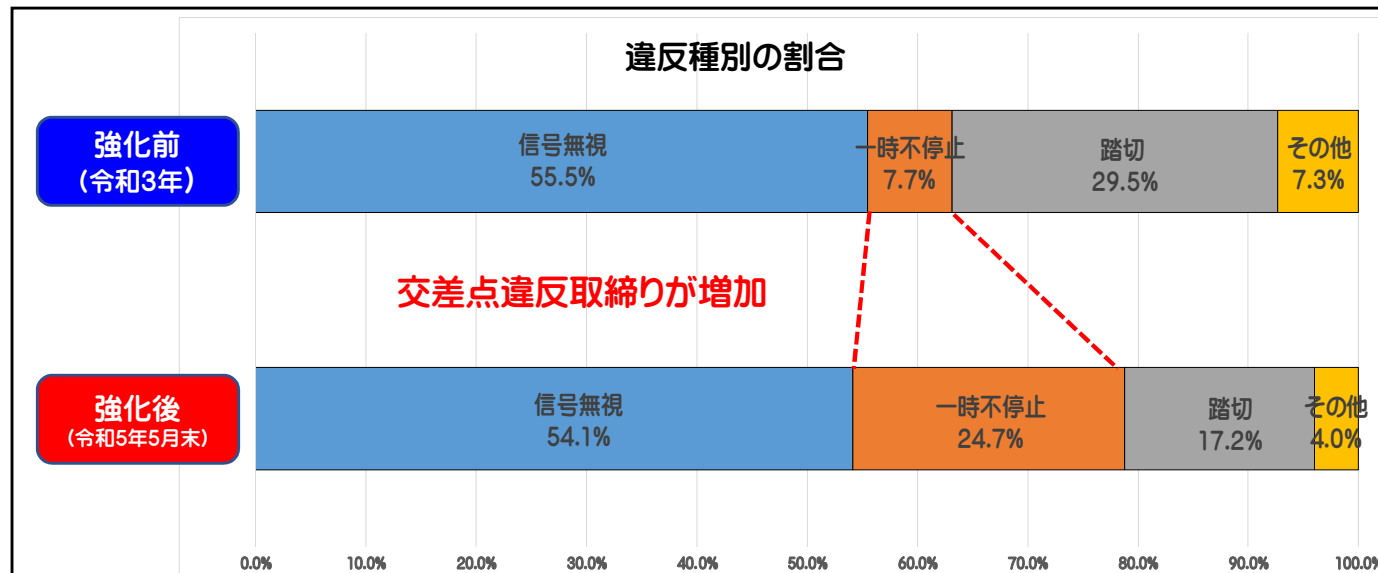


現場執行力の向上



## (2) 自転車違反取締り強化後の変化

- 信号無視、一時不停止などの交差点違反の取締りが、約80%を占める。



交通課・地域課との合同取締り



# 3 自転車違反取締りの流れ

## 取締り現場での手続(所要時間40~50分程度)

## 刑事手続



違反行為の現認

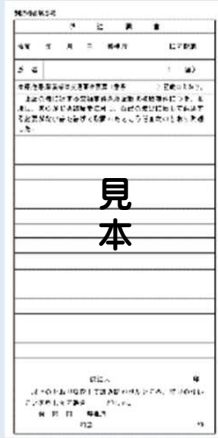
複数警察官  
で対応

### ① 交通切符の作成



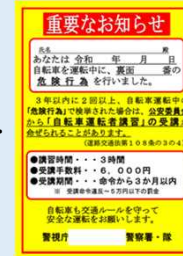
見本

### ② 供述調書の作成



見本

### ③ 説明 (出頭・講習制度)



見本

供述調書2枚程度を作成

違反日の  
概ね20日後

出頭

### ④ 警察・検察・裁判所での手続

※ 違反場所が23区内の場合、交通執行課  
墨田分室に出頭(東京簡易裁判所墨田庁舎)

警察官の取調べ

検察官の取調べ

裁判所の手続

## ○ 想定される違反者側・警察側の負担

### 違反者側の負担

#### 現場手続にかかる時間

現場手続(①切符作成+②供述調書作成+③説明)には、40~50分程度の時間を要する。

⇒ 交通反則切符の処理は10~20分程度

#### 刑事手続による不公平感・心理的負担

- 違反を認めた場合でも、反則金納付の機会がない。
  - 罰金以上の刑事処分になる可能性がある。
- ⇒ 自動車と同種違反行為した場合との違い

#### 出頭の日程調整

出頭は平日のみとなる。  
⇒ 仕事を休むなど、日程調整が必要

### 警察側の負担

#### 複数警察官で対応

- 刑事責任の追及が前提となるため、供述調書の作成が必要
- 供述調書の作成に要する時間は、30~40分程度
- 時間短縮のため、①切符、②供述調書を複数警察官で作成

#### 出頭者の増加

自転車の取締り件数が増加すると、刑事手続のために交通執行課(墨田分室・立川分室)に出頭する違反者も増加  
⇒ 都内は自転車の違反取締りを受けて出頭する違反者が大幅増加